

岩手海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、底はえなわ漁業について、次のとおり制限する。

なお、底はえなわ漁業についての制限（平成21年岩手海区漁業調整委員会指示第6号）による指示は取り消す。

平成22年2月26日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1 制限期間 平成22年2月26日から同年3月31日まで

2 操業の届出

(1) 次のア及びイのいずれにも該当する者は、使用する漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に底はえなわ漁業操業届出書（様式第1号）により届け出なければならない。

ア 県内に住所を有する者であって、1の制限期間中に動力漁船を使用する底はえなわ漁業を操業しようとするもの

イ 岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東線以北の岩手県地先海面で操業しようとする者

(2) (1)による届出は、当該届出をした者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）を經由して委員会に提出しなければならない。この場合において、漁業協同組合は、底はえなわ漁業操業届出総括表（様式第2号）を添付しなければならない。

3 届出済証の交付

委員会は、2(1)による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、底はえなわ漁業操業届出書に、岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）第16条に規定する委員会の公印を押印し、底はえなわ漁業操業届出済証（以下「届出済証」という。）として交付する。

4 操業の条件及び制限

(1) 届出済証の交付を受けた者は、岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第60条の規定を遵守し、操業しなければならない。

(2) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を漁船に備え付けておかななければならない。

(3) 届出済証の交付を受けた者は、平成22年5月31日までに委員会に平成21年度底はえなわ漁業漁獲成績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

5 変更の届出

(1) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該届出済証を添えて、委員会に底はえなわ漁業操業変更届出書（様式第4号）により届け出なければならない。

(2) 3及び4は、変更の届出について準用する。

6 経過措置

底はえなわ漁業についての制限（平成21年岩手海区漁業調整委員会指示第6号）の3により委員会が交付した届出済証は、この指示の3により委員会が交付した届出済証とみなして、この指示の4及び5を適用する。

様式第1号

		平成 年 月 日	
岩手海区漁業調整委員会会長	様	住所	
		氏名	印
底はえなわ漁業操業届出書			
下記のとおり操業するので、届け出ます。			
1 制限期間	平成22年2月26日から同年3月31日まで		
2 操業区域	岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東線以北の岩手県地先海面		

		まだら	すけそうだら			計	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
計							

備考 漁船の所有者と使用者が異なる場合は、所有者及び使用者の住所及び氏名を併記してください。

(A4)

様式第4号

<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>岩手海区漁業調整委員会会長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">底はえなわ漁業操業変更届出書</p> <p>下記のとおり変更して操業するので、関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>1 制限期間 平成22年2月26日から同年3月31日まで</p> <p>2 操業区域 岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東線以北の岩手県地先海面</p> <p>3 使用変更漁船</p> <p>(1) 船名</p> <p>(2) 漁船登録番号</p> <p>(3) 総トン数 トン</p> <p>(4) 機関の種類及び馬力数</p>	
<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>底はえなわ漁業操業変更届出済証</p> <p>岩手海区漁業調整委員会 印</p>	

備考 底はえなわ漁業操業届出済証を添付してください。

(A4)